

業務及び財産の状況に関する説明書類

第4期 2023年8月1日から2024年7月31日まで

2024年9月27日作成

監査法人名 監査法人 FRIQ
所在地 東京都千代田区紺屋町15番地
代表者 佐藤 稔幸

一. 業務の概況

1. 監査法人の目的及び沿革

(1) 目的

- ①財務書類の監査又は証明の業務
- ②財務書類の調整、財務に関する調査若しくは立案又は財務に関する相談の業務

(2) 沿革

2021年1月4日	監査法人 FRIQ 設立
2021年7月21日	準登録事務所名簿への登録
2023年1月23日	上場会社監査事務所名簿（旧制度）への登録
2023年4月5日	改正公認会計士法の附則第3条第3項の規定 によるみなし登録事務所
2024年8月7日	上場会社等監査人名簿への登録

2. 無限責任監査人又は有限責任監査法人の別

無限責任監査法人

3. 業務の内容

(1) 業務概要

当事業年度の監査証明業務にかかる被監査会社数は57社(前期末比+21)、監査証明業務収入は584,859千円(前期比287,247千円増加)となりました。また、非監査証明業務収入は149,281千円(前期比3,256千円増加)となりました。

(2) 新たに開始した業務その他の重要な事項

該当事項はありません。

(3) 監査証明業務の状況

2024年7月31日現在

種別	被監査会社等の数	
	総数	内大会社等の数
①金商法・会社法監査	11社	11社
②金商法監査	—	—
③会社法監査	15社	—
④学校法人監査	—	—
⑤労働組合監査	—	—
⑥その他の法定監査	3社	—
⑦その他の任意監査	28社	—
計	57社	11社

(4) 非監査証明業務の状況

2024年7月31日現在

区分	対象会社数
大会社等	8社
その他の会社等	53社
計	61社

4. 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況

(1) 業務の執行の適正を確保するための措置

① 経営の基本方針

当監査法人は「日本中のチャレンジする企業の成長を新しい力でサポートする」というPURPOSEを掲げて2021年に設立された監査法人であり、法人名は、Fan、Reliability、Innovation、Qualityに由来しています。

この「F」「R」「I」「Q」を体現し、高品質な監査・保証業務を通じて、資本市場の健全な発展と信頼性向上に寄与し続けることを基本方針としています。

② 経営管理に関する措置

当監査法人は、隔週で、社員会を開催し、経営管理に関する情報共有、課題認識について活発な議論を行うとともに、その上で、当監査法人の経営に関する重要事項について協議・承認することとしています。

③ 法令遵守に関する措置

当監査法人は、インサイダー取引防止規程や職業倫理に関する規程等の法令遵守に関する規程を整備し、法人内での研修等を通じて周知徹底を図っております。

また、法令違反行為及び不正行為の早期発見と是正を図るため、外部の法律事務所を利用したコンプライアンス・ホットラインを設置し、また当監査法人のウェブサイトにおいても通報窓口を公開し、内部及び外部からの通報を受ける体制をとっております。

また、当法人及び監査実施者が職業的専門家としての基準及び法令等を遵守して監査業務を実施し、適切な監査報告書を発行することを合理的に担保するために、監査契約の新規締結及び更新、監査計画の策定、監査業務の実施及び監査報告書の発行に至る監査のプロセスについて、品質管理システムを適切に整備し運用しております。

(2) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置

① 業務に関する職業倫理の遵守及び独立性の確保（独立性の保持のための方針の策定）

当監査法人は誠実性、公正性、専門能力、正当な注意、守秘義務、職業的専門家としての行動等の職業倫理の遵守に関する方針及び手続を定めて運用しています。

また、独立性の保持のための方針及び手続を「監査の品質管理規程」に定めるとともに、当法人の全構成員が独立性の規程を遵守していることを確認するため、毎期定期的かつ必要に応じ「監査人の独立性チェックリスト」を利用して独立性に対する阻害要因の有無を調査しています。

さらに、大会社等及び一定規模以上の関与先の監査業務については、主要な担当者（業務執行社員及び審査担当社員等）に対して、倫理規則等で定める一定期間のローテーションを義務付けています。

② 業務に係る契約の締結及び更新

当監査法人は、監査契約の新規締結前に、また既存の監査契約を更新するか否かの決定に関して、監査業務の質を合理的に確保するため、監査契約の新規締結及び更新の判断に関する方針及び手続を定めて運用しています。

具体的には、監査業務等の契約の新規の締結に先立ち、企業と当監査法人（社員・職員を含む。）の利害関係の有無を調査するとともに、企業及び経営陣の姿勢やバックグラウンドの理解、事業の内容、契約条件及び業務リスク等を検討し、監査業務等の契約の受任にあたっては、一定の評価手続を経て社員会にて適切な承認を得る体制を採用しております。

③ 業務を担当する社員その他の者の採用、教育、訓練、評価及び選任

ア. 社員の報酬の決定に関する事項

社員の報酬決定に際しては、監査業務の品質を最重要項目とし、その他に職業倫理と独立性、専門的能力、審査、定期的な検証結果等を総合的に勘案して決定しています。

イ. 社員及び使用人その他の従事者の研修に関する事項

当監査法人は職業的専門家としての基準及び適用される法令等に準拠して適切に業務を実施することを担保するため、必要とされる適性、能力及び経験並びに職業倫理を備えた十分な専門要員を合理的に確保するために、人事に関する方針及び手続を定めて運用しています。

専門要員を採用する場合には、実務経験年数や関与履歴等の情報十分に考慮して決定しています。

教育・訓練については、専門要員の適性及び能力を高めるために継続的専門能力開発制度の完全履修を義務付けている他、適宜研修会を開催しています。

専門要員の評価については、専門要員が能力を高め維持すること及び職業倫理・独立性を遵守することを正当に評価する方針としています。

専門要員の選任については、業務執行社員はその職責を果たすのに適切な能力、適性、経験、独立性及び権限を保持し、十分な時間を確保できる者を監査業務に選任する方針としています。

④ 業務の実施及びその審査

ア. 専門的な見解の問合せ

当監査法人は、専門性が高く、判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっていない事項への対応を「監査の品質管理規程」に定めております。

該当事項が発生した場合には、専門的な知識及び経験を有する法人内外の適切な者との討議等を通じて専門的な事項に係る見解を得る体制を整備運用しております。

イ. 監査上の判断の相違の解決

当監査法人では、監査上の判断の相違等の所定の要件に合致する重要な審査事項については、品質管理責任者へ報告し、必要に応じて社員全員が参加する審査会議を招集して協議・承認を受けることとしております。

ウ. 監査証明業務に係る審査

当監査法人のすべての監査業務については、審査担当者による審査を実施することとし、審査に関する方針及び手続を定め運用しています。審査については、審査対象会社の監査業務に従事しておらず、かつ、業務執行社員と同程度以上の専門的能力と実務経験を有する社員を審査担当者に選任し、監査チームが実施した監査手続、監査上の判断及び監査意見の形成を客観的に評価するため、業務執行社員との討議及び裏付けとなる監査調書の検討並びに財務諸表とその監査報告書の検討により審査を実施しています。

エ. 監査ファイルの電子化その他の監査調書の不適切な変更を防止するために 行っている監査調書の管理及び保存に関する体制の整備状況

当監査法人の監査調書は、電子調書を原則としており、紙調書はごく一部に限定されております。

当監査法人は、監査報告書日後に監査ファイルの最終的な整理を完了するために、監査ファイルの最終的な整理に関する方針及び手続を「監査調書の様

式・保管・管理・廃棄等に関する規程」において定めております。監査調書は、電子調書システムによって管理・保管されおり、監査報告書日以降の定められた期日までにアーカイブされ、その後は、所定の手続を経ない限り一切、監査調書の修正及び追加はできない仕組みになっております。

オ. その他

当監査法人は監査業務の品質を合理的に確保するために、我が国における監査基準等、日本公認会計士協会から公表されている監査基準報告書、監査・保証実務委員会等の委員会報告や実務指針に準拠し、研究報告等を参考として、監査業務の実施に関する方針及び手続を定め運用しています。当該方針及び手続には、監査業務の実施、監査チームへの指示、監督及び査閲、専門的な見解の問合せ、監査上の判断の相違、監査事務所内における監査責任者の全員の交代が含まれています。

⑤ 業務の品質の管理の監視に関する措置

当監査法人は、品質管理システムに関する方針及び手続が適切かつ十分であるとともに、有効に運用され、かつ遵守されていることを合理的に確保するために、品質管理システムの監視に関するプロセスを定めています。品質管理システムの監視は、監査事務所としての品質管理システムが適切に整備され、有効に運用されていることを日々継続的に監視する「日常的監視」と所定の品質管理の方針及び手続に準拠して個々の監査が実施されているか否かを検討する「定期的な検証」から構成されています。

また、当監査法人は、識別した不備の影響を評価し、不備に対する適切な是正措置を伝達するための方針及び手続を定めています。

⑥ 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する責任者の選任その他の責任の所在の明確化に関する措置

「監査の品質管理規程」において、品質管理のシステムの整備及び運用に関する責任を負う品質管理責任者を選任し、理事長が品質管理のシステムに関する最終的な責任を負っています。

(3) 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するために、公認会計士である社員以外の者が代表社員となることを禁止しています。また、補助者として行う場合を除き特定社員が監査証明業務へ従事することを禁止しています。

- (4) 直近において公認会計士法第 46 条の 9 の 2 第 1 項の規定による協会の調査（品質管理レビュー）を受けた年月

2022 年 11 月

- (5) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることの確認

当法人において最終的な品質管理責任を負っている代表社員 佐藤稔幸は、当法人の第 4 期（自 2023 年 8 月 1 日 至 2024 年 7 月 31 日）の業務の品質管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることを確認いたしました。

5. 公認会計士（大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったもの又は登録上場会社等監査人であるものに限る。）又は他の監査法人との業務上の提携（法第二十四条の四又は第三十四条の三十四の十三に規定する業務を公認会計士と共同して行うことを含む。）

該当事項はありません。

6. 外国監査事務所等（外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て財務書類の監査又は証明をすることを業とする者）との業務上の提携に関する事項
該当事項はありません。

二. 社員の概況

1. 社員の数

公認会計士	特定社員	合計
10 人	1 人	11 人

2. 重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成

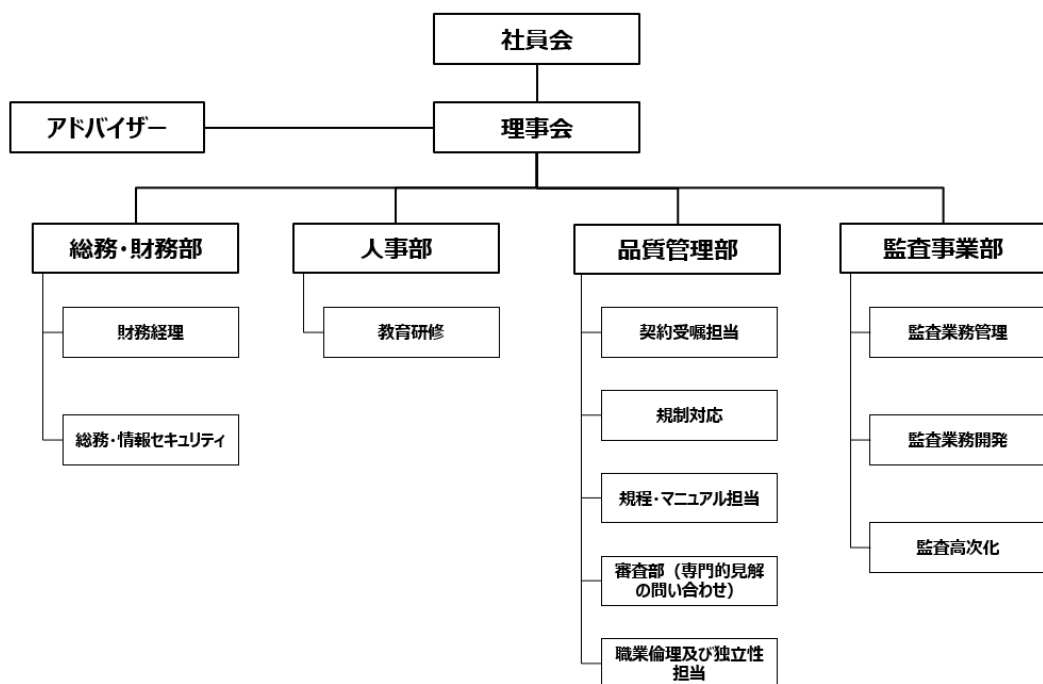
監査法人の活動に係る重要事項は、全て社員会で決定する方針としています。

三. 事務所の概況

名称	所在地	当該事務所に勤務する者の数（人）			
		社員			公認会計士である使用人の数
		公認会計士	特定社員	計	
(主)	東京都千代田区紺屋町 15 番地	10	1	11	13

四. 監査法人の組織の概要

監査法人FRIQ 組織図



五. 財産の概況

1. 売上高の総額

(単位：千円)

	第3期 2022年8月1日～ 2023年7月31日	第4期 2023年8月1日～ 2024年7月31日
売上高		
監査証明業務	297,611	584,859
非監査証明業務	146,024	149,281
合計	443,636	734,141

2. 直近の二会計年度の計算書類

無限責任監査法人のため、添付を省略しています。

3. 2. に掲げる計算書類に係る監査報告書

無限責任監査法人のため、監査は実施されていません。

4. 供託金等の額

無限責任監査法人のため、記載を省略しています。

5. 供託金の全部又は一部を代替している有限責任監査法人責任保険契約の内容

無限責任監査法人のため、記載を省略しています。

六. 被監査会社等（大会社等に限る）の名称

株式会社アズパートナーズ

株式会社エフ・コード

株式会社キャリアインデックス

工藤建設株式会社

株式会社クリップコーポレーション

Cocolive 株式会社

サインポスト株式会社

CRGホールディングス株式会社

スローガン株式会社

株式会社ゴプラ

横浜丸魚株式会社

(五十音順)

以上